

一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「法第七十条第一項第一号に規定する一般被保険者（以下「一般被保険者」という）を「被保険者（法第七十条第一項第一号の被保険者をいう。次号イにおいて同じ。）に、「一般被保険者の」を「当該被保険者（以下「一般被保険者」とい）に改め、同項第二号イ中「一般被保険者」を「被保険者」に、「及び高額療養費」を「、高額療養費及び高額介護合算療養費」に、「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「医療費拠出金の納付に要する費用の額から法第七十条第一項第二号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に同号に規定する退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を控除した額」を「前

期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額（同法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）」に改める。

附則に次の二項を加える。

（退職被保険者等所属市町に係る読み替え）

7 法附則第六条第一項に規定する退職被保険者及び同条第二項に規定する退

職被保険者の被扶養者の住所の存する市町（法第一百六条又は第一百六条の二の規定により他の市町の行う国民健康保険の被保険者である場合については、当該他の市町とする。）については、第三条第二項第一号中「被保険者（法第七十条第一項第一号の被保険者をいう。次号イにおいて同じ。）

一般被保険者（法附則第六条の規定による退職被保険者又は退職被保険者

の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。）と、「当該被保険者の数」とあるのは「一般被保険者の数」と、同項第二号中「被保険者」とあるのは「一

般被保険者」と、「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金の納付に要する費用の額から、法附則第七条第一項第二号に規定する調整対象基準額及び後期高齢者支援金の額の合算額に同号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額」とする。

（施行期日）  
附 則

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例による改正後の佐賀県国民健康保険調整交付金条例第三条第二項（同条例附則第七項の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定は、平成二十年四月一日以後の期間に係る同項第一号及び第二号に掲げる事項の算定について適用し、同日前の期間に係る同項第一号及び第二号に掲げる事項の算定については、なお従前の例による。

参考資料

佐賀県国民健康保険調整交付金条例の一項を改正する条例に係る新旧対照表

		改 正 後	改 正 前
	(交付金の種類)	(交付金の種類)	(交付金の種類)
第三条 略	第三条 略	第三条 略	第三条 略
2 一種交付金は、次に掲げる事項の市町間に おける格差を勘案して、知事の定めると ころにより交付する。	2 一種交付金は、次に掲げる事項の市町間に おける格差を勘案して、知事の定めると ころにより交付する。	2 一種交付金は、次に掲げる事項の市町間に おける格差を勘案して、知事の定めると ころにより交付する。	2 一種交付金は、次に掲げる事項の市町間に おける格差を勘案して、知事の定めると ころにより交付する。
一 被保険者（法第七十条第一項第一号の被保険者をいう。次号イにおいて同じ。）に係る所得及び当該被保険者の数並びに 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九条第二号に規定する被保険者に 係る所得及び当該被保険者の数	一 法第七十条第一項第一号に規定する一般被保険者（以下「一般被保険者」という。）に係る所得及び一般被保険者（平成九年法律第百二十三号）第九条第二号に規定する被保険者に 係る所得及び当該被保険者の数	一 法第七十条第一項第一号に規定する一般被保険者（以下「一般被保険者」とい う。）に係る所得及び一般被保険者（平成九年法律第百二十三号）第九条第二号に規定する被保険者に 係る所得及び当該被保険者の数	一 法第七十条第一項第一号に規定する一般被保険者（以下「一般被保険者」とい う。）に係る所得及び一般被保険者（平成九年法律第百二十三号）第九条第二号に規定する被保険者に 係る所得及び当該被保険者の数
二 次に掲げる額の合算額	二 次に掲げる額の合算額	二 次に掲げる額の合算額	二 次に掲げる額の合算額
イ 被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療費拠出金の納付	イ 一般被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額	イ 一般被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額	イ 一般被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額

八十号)の規定による前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額(同法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)の合算額

に要する費用の額から法第七十条第一項第二号に規定する負担調整前老人保険医療費拠出金相当額に同号に規定する退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を控除した額の合算額

佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例をここに公布する。  
平成二十年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

## ●佐賀県条例第二十一号

佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例  
(目的)

**第一条** この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号。以下「法」という。)第九条に規定する必要な措置その他の事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚を図り、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

### (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 動物 ほ乳類、鳥類及びは虫類に属する動物をいう。
- 二 特定動物 法第二十六条第一項に規定する特定動物をいう。
- 三 特定犬 人に危害を加えるおそれがあるものとして規則で定める犬をいう。
- 四 飼い主 動物の所有者又は占有者をいう。
- 五 飼養施設 動物を飼養し、又は保管するための工作物をいう。  
(県の責務)

**第三条** 県は、法及びこの条例の目的を達成するため、動物の愛護及び管理に関する普及啓発その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

「当該被保険者の数」とあるのは、「一般被保険者の数」と、同項第二号中「被保険者」とあるのは、「一般被保険者」と、「後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金」の納付に要する費用の額から、法附則第七条第一項第二号に規定する調整対象基準額及び後期高齢者支援金の額の合算額に同号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額」とする。

**第四条** 県民は、動物の愛護に努めるとともに、法及びこの条例に基づき県が行う施策に協力するよう努めなければならない。

(多頭飼養者の遵守事項)

**第五条** 犬又はねこの飼い主(法第十条第一項の規定による登録を受けた者(以下「動物取扱業者」という。)その他規則で定める者を除く。)であつて、その飼養施設の所在地において飼養する犬又はねこ(犬又はねこのいずれも生後九十日以内のものを除く。次条第一項第三号において同じ。)の数若しくはこれらの数を合算した数(以下「飼養数」という。)が六以上となる者(以下「多頭飼養者」という。)は、周辺の地域の住民から犬又はねこの飼養状況等について説明を求められた場合には、当該飼養状況等について説明するよう努めなければならない。

## (多頭飼養の届出)

**第六条** 多頭飼養者は、飼養数が六以上となつた日から三十日以内に、その飼養数が六以上となつた飼養施設の所在地ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 飼養施設の所在地
- 三 犬及びねこの数
- 四 飼養の方法
- 五 その他規則で定める事項

**2** 前項の規定による届出には、規則で定める書類を添付しなければならない。  
(変更等の届出)

**第七条** 前条第一項の規定による届出をした者は、同項各号(第二号を除く。)に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

## (犬及びねこの引取り)

**第十二条** 動物取扱業者は、新たな所在地に飼養施設を設置するときは、動物を飼養し、又は保管する周辺の生活環境に配慮するとともに、その周辺の地域の住民に対し、動物の飼養方法等の説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。

**第十三条** 知事は、法第三十五条第一項の規定により所有者から犬又はねこの引取りを求められた場合には、当該所有者に対し、当該犬又はねこの飼養の継続又は第三者への譲渡について助言をすることができる。

**2** 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る飼養施設における飼養を廃止したとき、又は当該届出に係る飼養数が六未満となつたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

## (多頭飼養者に対する助言又は指導)

**第八条** 知事は、多頭飼養者の飼養する犬及びねこの健康と安全を保持し、又是周辺の生活衛生環境の保全を図るために必要な限度において、当該多頭飼養者に対し、当該犬及びねこの飼養施設の構造及び飼養の方法に関し助言又は指導をすることができる。

## (特定犬の飼養又は保管)

**第九条** 特定犬(規則で定めるものを除く。)の飼い主は、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、当該特定犬をおりの中において飼養し、又は保管しなければならない。

## (標識)

**第十条** 特定犬の飼い主は、公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を掲示しなければならない。

## (特定犬の飼い主に対する助言又は指導)

**第十四条** 知事は、法第三十五条第二項において準用する同条第一項の規定に

より犬若しくはねこを引き取ったとき、又は法第三十六条第二項の規定により犬、ねこ等の動物を収容したときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

2 知事は、前項の規定による公示をした日から起算して一週間を経過しても飼い主が当該公示に係る動物を引き取らないときは、当該動物を処分することができる。

#### (動物の譲渡等)

第十五条 知事は、法第三十五条第一項の規定により引き取った犬若しくはねこ又は前条第二項の規定により処分することができることとなつた動物を、

こ又は前条第二項の規定により処分することができることとなつた動物を、飼養を希望する者であつて、適正に飼養し、又は保管することができると認められるものに譲渡することができる。

2 前項の規定による譲渡を受けようとする者は、知事が行う動物の適正な飼養に関する講習会を受講しなければならない。

#### (緊急時の措置)

第十六条 飼い主は、飼養し、又は保管する特定動物又は特定犬（以下「特定動物等」という。）が逸走したときは、直ちに知事及び警察官にその旨を通報するとともに、当該特定動物等の捕獲その他人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するため必要な措置をとらなければならない。

2 知事は、前項の規定による通報があつた場合又は逸走した特定動物等を発見した場合であつて、人の生命、身体又は財産に対する急迫の侵害のおそれがあると認めるときは、職員に、当該特定動物等を捕獲させ、又は殺処分させることができる。

3 前二条の規定は、前項の規定により特定動物等を捕獲した場合について準用する。

#### (事故届)

第十七条 特定動物又は犬の飼い主は、飼養する特定動物又は犬が人の生命又は身体を侵害したときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する

措置をとるとともに、事故及びその後の措置について、直ちに知事に届け出なければならない。

2 犬の飼い主は、飼養する犬が人をかんだときは、直ちに狂犬病の疑いの有無について当該犬を獣医師に検診させなければならない。

#### (勧告及び命令)

第十八条 知事は、動物が人の生命、身体又は財産を侵害したとき、又は侵害するおそれがあると認めるときは、当該動物の飼い主に対し、期限を定めて、安全のために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、不適正な飼養によつて動物の健康又は安全が損なわれていると認めるときは、当該動物の飼い主（動物取扱業者を除く。）に対して、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 知事は、前二項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 前項の規定による公表をしようとする場合は、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、当該事案について証拠を提示し、及び意見を述べる機会を与えるなければならない。

5 知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた者が、第三項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合で、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

#### (立入調査等)

第十九条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主その他関係者に対し、動物の飼養状況及び飼養施設その他の物件について報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、飼養施設の設置場所その他動物の飼養に關係のある場所に立ち入り、動物の飼養状況及び飼養施設その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第二十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第二十一条 第十八条第五項の規定による命令（同条第一項の規定による勧告に係る命令に係る。）に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第五項の規定による命令（同条第二項の規定による勧告に係る命令に係る。）に違反した者

二 第十九条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第二十三条 第十六条第一項の規定による通報をしなかつた者は、五万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科す。

(過料)

第二十五条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

1 この条例は、平成二十年七月一日から施行する。

(施行期日)  
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に飼養数が六以上である者に係る第六条第一項の規定の適用については、この条例の施行の日に飼養数が六以上となつた者とみなして同項の規定を適用する。この場合において、同項中「飼養数が六以上となつた日から三十日以内」とあるのは、「この条例の施行の日から三十日以内」とする。

佐賀県立有田窯業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

○佐賀県条例第二十二条

佐賀県立有田窯業大学校条例の一部を改正する条例

第一条 佐賀県立有田窯業大学校条例（昭和五十九年佐賀県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「専門課程」の下に「一般課程」を加える。

第四条中「研究科」を「又は四年、一般課程及び研究科」に改める。

第五条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 一般課程 学校教育法に規定する中学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認めた者

第八条中「専門課程」の下に「一般課程」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第七条関係）

区	分	授業料の額（月額）
専門課程及び研究科		二六、〇〇〇円
短期研修	一般課程	九、七〇〇円
別表第二中	短期研修	八〇〇円
	特別研修	一、三〇〇円
一般課程	一般研修	二、七〇〇円
短期研修	短期研修	五、五〇〇円
その他の者	一、一〇〇〇円	一、三〇〇円
入学の日の一年前 から引き続き県内 に住所を有する者	入学の日の一年前 から引き続き県内 に住所を有する者	一、三〇〇円

**第二条** 佐賀県立有田窯業大学校条例の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「及び科」を削り、同条中「一般課程及び研究科」を

第四条中「及び研究科」を削る。

第五条の見出しを「(入学及び編入学の資格)」に改め、同条中「及び科」

を削り、同条第三号を削り、同条に次の一項を加える。

2 大学校の専門課程（修業年限が四年のものに限る。第八条第二項において

て同じ。)に編入学することができる者は、修業年限が二年の大学校の専

門課程を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有するど知事が認めた者による。

第八条の見出しを「(検定料)」に改め、同条中「一般課程及び研究科」

を「及び一般課程」に改め、同条に次の一項を加える。

2 大学校の専門課程の編入学試験を受けようとする者は、編入学検定料と

して一万七千円を、受験申込みの際納付しなければならない。

別表第一及び別表第二中「及び研究科」を削る。

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条中第五条及び第八条の改正規定 平成二十年四月一日

を加える部分に限る。) 及び第八条の改正規定(同条の見出しを改める部分及び同条に一項を加える部分に限る。) 平成二十二年四月一日

三 第二条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。) 平成二十三年四月一日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に佐賀県立有田窯業大学校に在学する者に係る授業料の額は、第一条の規定による改正後の佐賀県立有田窯業大学校条例別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

参考資料

第一条(佐賀県立有田窯業大学校条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(課程及び科)	(課程及び科)
第三条 大学校に専門課程、一般課程及び研究科を置く。	第三条 大学校に専門課程及び研究科を置く。

改 正 後	改 正 前
(課程及び科)	(課程及び科)
第三条 大学校に専門課程及び研究科を置く。	第三条 大学校に専門課程及び研究科を置く。

(修業年限)

第四条 大学校の修業年限は、専門課程については二年又は四年、一般課程及び研究科にあつては一年とする。

(修業年限)

第四条 大学校の修業年限は、専門課程については二年、研究科にあつては一年とする。

第二条(佐賀県立有田窯業大学校条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前	略		入学料の額
		区	分	
短期研修		一般課程	入学の日の 一年前から 引き続き県 内に住所を 有する者	五、五〇〇円
その他の者	二、六〇〇円	一般課程	その他の者	一、一〇〇〇円

別表第二(第九条関係)

区	分	略		入学料の額
		短期研修	一般研修	
九、七〇〇円	八〇〇円	四、八〇〇円	二、七〇〇円	一、二三〇〇円

別表第二(第九条関係)

区	分	略		入学料の額
		短期研修	特別研修	
四、八〇〇円	八〇〇円	四、八〇〇円	二、七〇〇円	一、二三〇〇円

の際納付しなければならない。

なければならない。

(入学資格)

第五条 大学校に入学することができる者は、次の各号に掲げる課程及び科に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 略

二 一般課程 学校教育法に規定する中学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認めた者

三 略

(入学資格)

第五条 大学校に入学することができる者は、次の各号に掲げる課程及び科に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 略

二 一般課程 学校教育法に規定する中学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認めた者

三 略

(入学資格)

第四条 大学校の修業年限は、専門課程については二年又は四年、一般課程にあつては一年とする。

一 略

二 一般課程 大学校に規定する中学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認めた者

三 略

(修業年限)

第四条 大学校の修業年限は、専門課程については二年又は四年、一般課程にあつては一年とする。

一 略

二 一般課程 大学校に規定する中学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認めた者

三 略

(修業年限)

第四条 大学校の修業年限は、専門課程については二年又は四年、一般課程及び研究科にあつては一年とする。

一 略

二 一般課程 大学校に規定する中学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認めた者

三 略

(修業年限)

第四条 大学校の修業年限は、専門課程については二年又は四年、一般課程及び研究科にあつては一年とする。

一 略

二 一般課程 大学校に規定する中学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認めた者

三 略

なければならない。

は、次の各号に掲げる課程に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一・二 略

は、次の各号に掲げる課程及び科に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一・二 略

三 研究科 大学校の専門課程を卒業した者又は知事が適当と認めた者

佐賀県立産業技術学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第二十三号

佐賀県立産業技術学院条例の一部を改正する条例

佐賀県立産業技術学院条例（昭和四十四年佐賀県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「九千六百円」を「九千九百円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 佐賀県立産業技術学院の普通課程の訓練生で、平成二十二年三月三十一日までに入校したものに係る授業料の月額は、この条例による改正後の佐賀県立産業技術学院条例第三条第一項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

別表第一（第七条関係）

略	区	分	授業料の額（月額）
入学の日の 一年前から 引き続き県 内に住所を 有する者	八四、六〇〇円		二六、〇〇〇円
略	区	分	授業料の額（月額）
入学の日の 一年前から 引き続き県 内に住所を 有する者	八四、六〇〇円		二六、〇〇〇円

別表第一（第七条関係）

略	区	分	授業料の額（月額）
入学の日の 一年前から 引き続き県 内に住所を 有する者	八四、六〇〇円		二六、〇〇〇円
略	区	分	授業料の額（月額）
入学の日の 一年前から 引き続き県 内に住所を 有する者	八四、六〇〇円		二六、〇〇〇円

平成二十年三月三十一日までに入校した者	九、六〇〇円	平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十日までの間に入校した者	九、七〇〇円
			九、八〇〇円

別表第二（第九条関係）

略	区	分	授業料の額（月額）
入学の日の 一年前から 引き続き県 内に住所を 有する者	八四、六〇〇円		二六、〇〇〇円
略	区	分	授業料の額（月額）
入学の日の 一年前から 引き続き県 内に住所を 有する者	八四、六〇〇円		二六、〇〇〇円

別表第二（第九条関係）

観にあふれた、豊かで潤いのあるふるさと佐賀県の実現を目指していくため、この条例を制定する。

## (目的)

改 正 後	改 正 前
(授業料)	(授業料)
第三条 普通課程の訓練生は、毎月分の授業料として九千九百円をその月の十日までに納付しなければならない。ただし、新たに入校した月分の授業料は、入校の日から十日以内に納付しなければならない。	第三条 普通課程の訓練生は、毎月分の授業料として九千六百円をその月の十日までに納付しなければならない。ただし、新たに入校した月分の授業料は、入校の日から十日以内に納付しなければならない。
2 略	2 略

佐賀県美しい景観づくり条例をここに公布する。

平成二十年三月二十四日

佐賀県知事 古川康

## ◎佐賀県条例第二十四号

## 佐賀県美しい景観づくり条例

私たちが暮らす佐賀県では、先人たちが日々の暮らしの営みの中で、自然や地形を活かし、また、これらに手を加えながら独自の景観を造り上げてきた。

このようにして創り出された多様で個性的な街並みや田園風景等は、自然の景観と調和を保ちながら、共に今日に引き継がれており、私たちに心地よさや懐かしさを感じさせている。

しかしながら、近年の経済社会情勢の変化、一部地域の都市化の進行等によつて、これらの景観が損なわれつつあることも事実である。

こうしたことから、この県民共通の財産である佐賀県の美しい景観をより良いものにして次世代に引き継ぐため、私たちは、自らの日常生活や経済活動のかかわり方を見つめ直す必要がある。

私たちは、一人一人が景観づくりの主役であることを深く認識し、美しい景

第一条 この条例は、景観づくりに関し県、市町、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、景観づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、景観づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の自然、歴史的文化的遺産等を大切にする意識及び佐賀県の景観を誇りに思う意識の涵養、健やかで快適な生活環境の創造並びに定住人口及び交流人口の拡大による地域活性化に貢献することを目的とする。

## (定義)

第二条 この条例において「景観づくり」とは、現にある美しい景観を保全し、及び育成し、失われつつある美しい景観を再生し、新たに美しい景観を創造し、並びにこれらの景観を活用することをいう。

## (県の責務)

第三条 県は、景観づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するとともに、景観に配慮した公共事業の実施に取り組む責務を有する。

2 県は、広域的な取組が必要とされる景観づくりに関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

## (市町の責務)

第四条 市町は、住民の意向を十分に反映させて、地域の個性に応じた景観づくりの施策を推進し、景観資源の保全及び活用を図るとともに、景観に配慮した公共事業の実施に取り組むよう努めなければならない。

## (事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動が景観に悪影響を及ぼすことのないよう努めることとともに、行政が行う景観づくりのための施策に積極的に参加し、及び協力することにより、景観づくりに寄与するよう努めなければならない。

2 事業者のうち、開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の

変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう)を行う者及び屋外広告業(屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)第二条第二項に規定する屋外広告業をいう。)を営む者は、その事業活動において景観に一層の配慮をするとともに、積極的に景観づくりを推進するよう努めなければならない。

#### (県民の責務)

**第六条** 県民は、景観づくりの担い手として、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野において、美化、緑化等の身近な景観づくりを推進するよう努めなければならない。

2 県民は、行政が行う景観づくりのための施策の立案に積極的にかかわるとともに、当該施策に参加し、及び当該施策を協働で実施するよう努めなければならない。

#### (佐賀県美しい景観づくり基本計画)

**第七条** 知事は、景観づくりを推進する方策を具体化し、県の景観づくりの主要な施策を提示するため、佐賀県美しい景観づくり基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

#### 一 景観づくりの方針

#### 二 景観づくりの主体並びにその役割及び行動方針

#### 三 景観づくりの主要な施策及びその推進スケジュール

#### 四 前三号に掲げるもののほか、景観づくりに関する重要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、佐賀県美しい景観づくり審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### (佐賀県遺産)

**第八条** 知事は、美しい景観を呈する地区<sup>又は</sup>地域を象徴する建造物で県民の

貴重な資産であると認められるものを、佐賀県遺産として認定することができる。

2 知事は、前項の佐賀県遺産の保存及び活用を推進するための措置を講じなければならない。

#### (公共事業景観形成指針)

**第九条** 知事は、公共事業を実施する場合における良好な景観形成のための指針(以下「公共事業景観形成指針」という。)を定めるものとする。

2 知事は、公共事業の実施に当たっては、公共事業景観形成指針を遵守しなければならない。

#### (啓発活動)

**第十一条** 県は、景観づくりに関して、事業者及び県民の理解を深めるとともに、その自主的な取組を促進するため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

#### (審議会)

**第十二条** 県に、佐賀県美しい景観づくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 知事は、第七条第三項(同条第五項により準用する場合を含む。)に規定するもののほか、次に掲げる事項については、審議会の意見を聴かなければならぬ。

一 景観計画(景観法(平成十六年法律第百十号)第八条第一項に規定する景観計画をいう。)の策定又は変更に関すること。

二 第八条第一項の佐賀県遺産の認定に関すること。

三 公共事業景観形成指針の策定に関すること。

四 その他景観づくりに関する重要な事項に関すること。

3 審議会は、必要があると認めるときは、景観づくりに関する事項について、知事に建議することができる。

**第十二条** 審議会は、委員二十人以内で組織し、次の各号に掲げる者の中から

知事が任命する。

一 学識経験者

二 観光及び商工業の関係者

三 前二号に掲げる者のほか知事が必要があると認める者

2 委員の任期は二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前二項の規定にかかわらず、知事は、一定の地域又は事項における景観づくりについて審議会が調査審議する必要があると認めるとときは、別に任期を定めて委員を任命することができる。

(補則)

**第十三条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十四日

佐賀県知事 古川康

#### ●佐賀県条例第二十五号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和四十六年佐賀県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一号のイ中「五千円」を「七千円」に、「もの 九千円」を「もの一万三千円」に、「一万四千円」を「二万円」に、「一万九千円」を「二万八千円」に、「三万四千円」を「四万八千円」に、「四万八千円」を「二十万七千円」に、「二十四万円」を「三十一万千円」に、「四十六万円」を「五十三万千円」に改め、同表第二号中「九千円」を「一万千円」に、「五千円」を「七千円」に、「八千円」を「一万千円」に、「四千円」を「六千円」に改め、

同表第三号中「一万円」を「一万四千円」に、「一万二千円」を「一万七千円」に、「一万六千円」を「二万三千円」に、「二万二千円」を「三万二千円」に、「三万六千円」を「五万三千円」に、「五万円」を「七万四千円」に、「三万二千円」を「十七万八千円」に、「十九万円」を「二十六万円」に、「三十八万円」を「四十五万五千円」に改め、同表第四号中「九千円」を「一万三千円」に、「二万円」を「四十五万五千円」に、「一万五千円」を「二万二千円」に、「二万千円」を「三万円」に、「三万五千円」を「五万二千円」に、「四万七千円」を「六万九千円」に、「十一万円」を「十六万五千円」に、「十八万円」を「二十五万二千円」に、「三十七万円」を「四十四万五千円」に改め、同表第五号中「（次号に掲げる者を除く。）」を削り、「一万三千円」を「二万六千円」に、「九千円」を「二万二千円」に改め、同表第六号を次のように改める。

#### 六 削除

別表第七号中「九千円」を「一万三千円」に、「一万千円」を「一万六千円」に、「一万五千円」を「二万二千円」に、「二万円」を「二万八千円」に、「三万三千円」を「四万九千円」に、「四万五千円」を「六万六千円」に、「十万円」を「十四万七千円」に、「十六万円」を「二十二万二千円」に、「三十三万円」を「四十万七千円」に改め、同表第八号を次のように改める。

#### 八 削除

別表第七号中「九千円」を「一万三千円」に、「一万千円」を「一万六千円」に、「一万五千円」を「二万二千円」に、「二万円」を「二万八千円」に、「三万三千円」を「四万九千円」に、「四万五千円」を「六万六千円」に、「十万円」を「十四万七千円」に、「十六万円」を「二十二万二千円」に、「三十三万円」を「四十万七千円」に改め、同表第八号を次のように改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十年六月一日から施行する。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表  
参考資料

改 正 後

改 正 前

別表（第三十一条の二関係）

別表（第三十一条の二関係）

第一 法第六条 建築物に に関する 確認手 数料		納付義務者 手数料		
第一項 第八十七条 による建築 物の確認を 受けようと する者又は 法第十八条 第二項(法 第八十七条 第一項にお いて準用す る場合を含 む)の規定 による建築 物の確認を 受けようと する者又は 法第十八条 第二項(法 第八十七条 第一項にお いて準用す る場合を含 む)の規定 による建築 物に係る計 画の通知に 關する審査 を受けよう とする者		申請又 は計划 通知手 数料		
第一の二 略	口	イ 建築設備を設置する場 合(口に掲げる場合を除 く) 一の建築設備につ き二万円	イ 法第六条第五項又は第 八条第四項に規定する 構造計算適合性判定を要 しない建築物 次に掲げ る区分に応じ、それぞれ 次に定める額	
二 法第八十 七条の二若 しくは第八 十八条第一 項若しくは る確認手 数料	口 略	イ 建築設備を設置する場 合(口に掲げる場合を除 く) 一の建築設備につ き二万円	(1) 床面積の合計が三十 平方メートル以内のも の 一万三千円 (2) 床面積の合計が三十 平方メートルを超える 百平方メートル以内の もの 一万三千円 (3) 床面積の合計が百平 方メートルを超えて 三百平方メートル以内 のもの 二万円 (4) 床面積の合計が五百 平方メートルを超えて 五百平方メートル以内 のもの 二万八千円 (5) 床面積の合計が五千 平方メートルを超えて 三千平方メートル以内 のもの 七万円 (6) 床面積の合計が二千 平方メートルを超えて 二千平方メートル以内 のもの 七万円 (7) 床面積の合計が一万 平方メートルを超えて 五千平方メートル以内 のもの 三十一万円 (8) 床面積の合計が五万 平方メートルを超えて 五万平方メートル以内 のもの 二十万七千円 (9) 床面積の合計が五万 平方メートルを超える もの 五十三万円	イ 法第六条第五項又は第 八条第四項に規定する 構造計算適合性判定を要 しない建築物 次に掲げ る区分に応じ、それぞれ 次に定める額

第三 法第七十条 第一項の規定による建築物の工事検査申請手数料		建築物の工事検査申請手数料	第一項若しくは第二項の規定による建築物の工事検査を受けようとする者	第二項の規定による建築物の工事検査を受けようとする者
ト 方メートルを超えるもの 五万円	ト 方メートルを超えるもの 五万円	イ 方メートル以内のもの 一萬円	ハ （ニ）一の工作物につき五千円 （二）掲げる場合を除く。一の工作物につき五千円 （一）一の工作物につき五千円 八千円	ハ （ニ）一の工作物につき五千円 （一）一の工作物につき五千円 八千円
ト 方メートルを超えるもの 五万円	ト 方メートルを超えるもの 五万円	二 方メートル以内のもの 一万六千円	二 方メートルを越え、五百 平方メートル以内のもの 二万二千円	二 方メートルを越え、五百 平方メートル以内のもの 二万二千円
ト 方メートルを超えるもの 五万円	ト 方メートルを超えるもの 五万円	ハ 床面積の合計が二百平 方メートルを超えるもの 三万六千円	ハ 床面積の合計が三百平 方メートルを超えるもの 一万二千円	ハ 床面積の合計が三十平 方メートル以内のもの 一萬円
ト 方メートルを超えるもの 五万円	ト 方メートルを超えるもの 五万円	ト 方メートルを超えるもの 三万六千円	ト 方メートルを超えるもの 三万六千円	ト 方メートルを超えるもの 三万六千円

建築設備岩 第一項の規定による工事完了通知手数料	五法第八十 七条の二若しくは第二項において準用する第七条第一項の規定による工事完了通知手数料	建築設 備又は工作物	第一項の規定による建 築物の工事の完了の検 査を受けようとする者 又は法第十四条第一項の規定による建築物に係る工事の完了の通 知に関する検査を受けようとする者又は工事の完了の通知に係る検 査を受けようとする者	四法第七条 第一項の規定による建 築物の工事の完了の検 査を受けようとする者 又は法第十四条第一項の規定による建築物に係る工事の完了の通 知に関する検査を受けようとする者	特定工 程を含む建築物に関する完 了検査申請又は工事完了通 知手数料	イ 床面積の合計が三十平 方メートル以内のもの 二十六万円
				八条第 一項の規定による建築物に係る工事の完了の通 知に関する検査を受けようとする者	六方メートル以内のもの 三万円	リ 床面積の合計が五万平 方メートルを超えるもの 四十五万五千円

六 削除	しくは工作物の工事の完了の検査を受けようとする者又は法第八十七条の二若しくは第八十八条第一項若しくは第二項において準用する法第十八条第四項の規定による建築設備若しくは工作物に係る工事の完了の通知に関する検査を受けようとする者	

<p>六 法第八十 七条の二に おいて準用 する法第七 条第一項の 規定による 建築設備の 工事の完了 の検査を受 けようとする 者又は法 第八十七条 の二におい て準用する 法第十八条 第十四項の 規定による 建築設備に 係る工事の 完了の通知 に関する檢 査を受けよ うとする者 (法第八十 七条の二に おいて準用 する法第七 条の三第一 款若しくは 第二項にお いて準用す る法第十八 条第十四項 の規定によ る建築設備 若しくは工 作物に係る 工事の完了 の通知に関 する検査を 受けようと する者(次 号に掲げる 者を除く)</p>	<p>六 法第八十 七条の二に おいて準用 する法第七 条第一項の 規定による 建築設備の 工事の完了 の検査を受 けようとする 者又は法 第八十七条 の二におい て準用する 法第十八条 第十四項の 規定による 建築設備に 係る工事の 完了の通知 に関する檢 査を受けよ うとする者 (法第八十 七条の二に おいて準用 する法第七 条の三第一 款若しくは 第二項にお いて準用す る法第十八 条第十四項 の規定によ る建築設備 若しくは工 作物に係る 工事の完了 の通知に関 する検査を 受けようと する者(次 号に掲げる 者を除く)</p>	<p>一の建築設備につき一万円 特定工事 程を含む建築 設備に関する 完了検査申請手 数料</p>
---	---	---


備考	一 略	九〇四十一 略	八 法第八十 七条の二若 しくは第 八十八条第 一項において準用する 三第一項の規定による建築設備若 しくは工作物の特定工 程に係る工事の検査を受けようとする者又は する者は第十八条第一項における法第 十七項の規定による建築設備若し くは工作物の特定工程に係る工事の完了の通 知に関する検査を受けるとすると 者	建築設 備又は 工作物 に関する 中間検査申 請又は 特定工 程に係 る工事 の完了通 知手数 料	イ 建築設備の場合の一の 建築設備につき一万二千円 ロ 工作物の場合一の工 作物につき九千円	リ 中間検査を行ふ部分の 床面積の合計が五万平方 メートルを超えるもの 三十三万円
			二 第一号及び第一号の二の額の欄の一棟は、令第 八十二条第二項の規定によりそれぞれ別の建築物 とみなされる建築物の部分の場合にあつては、当 該建築物の部分をもつて一棟とする。			

佐賀県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県条例第二十六号  
佐賀県営住宅条例の一部を改正する条例

佐賀県営住宅条例（平成九年佐賀県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第二号から第四号まで」を「第二号から第五号まで」に、「第三号」を「第三号及び第五号」に改め、同項に次の一号を加える。

五 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力團員（以下「暴力團員」という。）でないこと。

第七条第一項中「前条第一項各号」を「前条第一項第一号から第四号まで」に改め、同条第二項中「同項第二号から第四号まで」を「同項第二号から第五号まで」に改める。

第十二条に次の二項を加える。

2 知事は、入居者が同居させようとする者が暴力團員であるときは、前項の承認をしてはならない。

第十三条に次の二項を加える。

2 知事は、前項の同居していた者が暴力團員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第二十二条の次に次の二項を加える。

第二十二条の二 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他の入居者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第四十条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 暴力團員であること（同居者が暴力團員である場合を含む。）が判明したとき。

第四十条第四項中「第一項第二号から第五号まで」を「第一項第二号から第六号まで」に改め、同条第五項中「第一項第六号」を「第一項第七号」に改める。

第四十八条中「第二号から第四号まで」を「第二号から第五号まで」に、「第三号」を「第三号及び第五号」に改め、同条に次の一号を加える。

五 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力團員でないこと。

第五十三条第一項中「第六号」を「第七号」に改め、同条第二項中「前条第一項各号」を「前条第一項第一号から第四号まで」に、「第四十八条各号」を「第四十八条第一号から第四号まで」に改める。

第五十四条第三号中「第四十条第一項第一号から第五号まで」を「第四十条第一項第一号から第六号まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

佐賀県営住宅条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

(入居者の資格)	改 正 後	(入居者の資格)	改 正 前
第六条 県公営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者として令第六条第一項で定める者（次項、次条第二項及び第四十八条において「老人等」という。）にあつては第二号から第五号まで、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条に規定する被災者等にあつては第三号及び第五号）に掲げ		第六条 県公営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者として令第六条第一項で定める者（次項、次条第二項及び第四十八条において「老人等」という。）にあつては第二号から第四号まで、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条に規定する被災者等にあつては第三号）に掲げる条件を具	

る条件を具備する者でなければならない。

一〇四 略  
備する者でなければならない。

五 その者又は現に同居し、若しくは同居

しようとする親族が暴力団員による不当

な行為の防止等に関する法律(平成三年

法律第七十七号)第二条第六号に規定す

る暴力団員(以下「暴力団員」という。)  
でないこと。

## 2 略

(入居者資格の特例)

第七条 県公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第四十四条第三項の規定による県公営住宅の用途の廃止により当該県公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い県公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第一項第一号から第四号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第一項第二号口に掲げる県公営住宅の入居者は、同項各号(老人等にあっては、同項第二号から第五号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から三年間は、なお、当該災害により住宅を失つた者でなければならない。

(同居の承認)

## 第十二条 略

2 知事は、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

(入居の承認)

## 第十三条 略

一〇四 略  
員であるときは、同項の承認をしてはならない。

二 知事は、前項の同居していた者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

## 第二十二条 略

(入居者資格の特例)

第七条 県公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第四十四条第三項の規定による県公営住宅の用途の廃止により当該県公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い県公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第一項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第一項第二号口に掲げる県公営住宅の入居者は、同項各号(老人等にあっては、同項第二号から第四号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から三年間は、なお、当該災害により住宅を失つた者でなければならない。

(同居の承認)

## 第十二条 略

5 知事は、第一項第七号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の六月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

5 知事は、第一項第六号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の六月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

(入居者の資格)

(入居者の資格)

(住宅の明渡し請求)

第四十条 知事は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、県公営住宅の明渡しを請求することができる。

## 一〇四 略

五 暴力団員であること(同居者が暴力団員である場合を含む。)が判明したとき。

## 六・七 略

2・3 略

五・六 略

(住宅の明渡し請求)

第四十条 知事は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、県公営住宅の明渡しを請求することができる。

## 一〇四 略

2・3 略

五・六 略

(住宅の明渡し請求)

第四十条 知事は、第一項第二号から第五号までの規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、請求日の翌日から当該県公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下の金銭を徴収することができることにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の六月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

(入居者の資格)

第四十八条 県改良住宅に入居することができる者、改修法第十八条の規定により入居する場合を除き、次の各号（老人等にあっては第二号から第五号まで、被災市街地復興特別措置法第二十一条に規定する被災者等にあっては第三号及び第五号）に掲げる条件を具備する者でなければならない。

一〇四 略

五 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

（準用）

第五十三条 県改良住宅及び地区施設の管理については、第四条、第五条、第六条第二項、第七条第一項、第八条第一項及び第二項、第九条から十三条まで、第十六条から第十九条まで、第二十条第一項及び第二項、第二十一条から第二十六条まで、第二十七条、第三十二条前段、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第三十七条及び第三十八条、第三十九条並びに第四十条第一項（第七号を除く。）及び第二項の規定を準用する。ただし、第四条、第五条、第七条、第九条及び第十条の規定は、改修法第十八条の規定により県改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなつた場合に限る。

六 前項の場合において、同項に掲げる準用規定（第七条第一項及び第三十四条第一項を除く。）中「県公営住宅」とあるのは「県改良住宅」と、「共同施設」とあるのは「地区施設」と、第四条中「現に公営住宅」とあるのは「現に改良住宅」と、「公営住宅の入居者」とあるのは「改良住宅の入居者」

**第四十八条** 県改良住宅に入居することができる者は、改良法第十八条の規定により入居する場合を除き次の各号、老人等にあっては第二号から第四号まで、被災市街地復興特別措置法第二十一条に規定する被災者等にあつては第三号)に掲げる条件を具備する者でなければならぬ。

一〇四 略

と、第六条第二項中「前項第一号」とあるのは「第四十八条第一号」と、第七条第一項中「県公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第四十四条第三項の規定による県公営住宅の用途の廃止により当該県公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い県改良住宅」とあるのは「改良法第二十九条第一項において準用する法第四十四条第三項の規定による県改良住宅の用途の廃止により当該県改良住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い県改良住宅」と「前条第一項第一号から第四号まで」とあるのは「第四十八条第一号から第四号まで」と、第八条第一項中「前二条」とあるのは「前条第一項及び第四十八条」と、第十七条第一項中「第三十五条第一項又は第三十五条第一項の規定による明渡しの請求があったときは、当該明渡しの期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項」と、第十八条第一項中「未納の家賃」とあるのは「未納の家賃、割増賃料」と、第二十八条第一項第一項と、第三十四条第一項中「第十四条第一項、第二十九条第一項若しくは第三十一條第一項」とあるのは「第五十五条第一項」と、第三十四条第一項中「第十四条第一項、第二十九条第一項若しくは第三十一條第一項の規定による家賃の決定、第十六条第一項（第十八条第四項、第二十九条第三項又は第三十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による明渡しの請求、第三十二条の規定によるあっせん等又は第十三条の規定による県公営住宅への入居は敷金の減免若しくは徴収の猶予、第三十三条の規定による明渡しの請求、第

と、第六条第二項中「前項第一号」とあるのは「第四十八条第一号」と、第七条第一項中「県公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第四十四条第三項の規定による県公営住宅の用途の廃止により当該県公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い県公営住宅」とあるのは「改良法第二十九条第一項において準用する法第四十四条第三項の規定による県改良住宅の用途の廃止により当該県改良住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い県改良住宅」と、「前条第一項各号」とあるのは「第四十八条各号」と、第八条第一項中「前二条」とあるのは「前条第一項及び第四十八条」と、第十七条第一項中「第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定による明渡しの請求があつたときは、当該明渡しの期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項」と、第十八条第二項中「未納の家賃」とあるのは「未納の家賃、割増賃料」と、第二十八条第一項中「前条第一項」とあるのは「第五十五条第一項」と、第三十四条第一項中「第十四条第一項、第二十九条第一項若しくは第三十一条第一項の規定による家賃の決定、第十六条（第十八条第四項、第二十九条第三項又は第三十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による家賃、金銭若しくは敷金の減免若しくは徴収の猶予、第三十条第一項の規定による明渡しの請求、第三十二条の規定によるあつせん等又は第三十六条の規定による県公営住宅への入居の措置」とあるのは「第十六条の規

の措置」とあるのは「第十六条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予、第十八条第四項において準用する第十六条の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条前段の規定によるあつせん等又は第五十二条第一項若しくは同条第三項において準用する第十六条の規定による割増料の徴収、減免若しくは徴収の猶予」と、第三十八条中「法第四十四条第三項」とあるのは「改良法第二十九条第一項において準用する法第四十四条第三項」と、「第十四条第一項、第二十九条第一項又は第三十一条第一項」であるのは「第四十九条又は第五十二条」と、第四十条第一項中「家賃」とあるのは「家賃又は割増料」と読み替えるものとする。

(駐車場の使用者資格)

第五十四条 駐車場（県が共同施設又は地区施設として整備した有料の規則で定める駐車場をいう。以下この章において同じ。）を使用することができる者は、次に掲げる条件を具備する者又はその者が駐車場の管理を目的として組織する団体で知事が適当と認めるものでなければならない。

一・二 略

三 第四十条第一項第一号から第六号までのいずれの場合にも該当しないこと。

定による家賃の減免若しくは徴収の猶予、第十八条第四項において準用する第十六条の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条前段の規定によるあつせん等又は第五十二条第一項若しくは同条第三項において準用する第十六条の規定による割増料の徴収、減免若しくは徴収の猶予」と、第三十八条中「法第四十四条第三項」とあるのは「改良法第二十九条第一項において準用する法第四十四条第三項」と、「第十四条第一項、第二十九条第一項又は第三十一条第一項」であるのは「第四十九条又は第五十二条」と、第四十条第一項中「家賃」とあるのは「家賃又は割増料」と読み替えるものとする。

(設置)

第一条 水源のかん養、県土の保全、自然環境の保全、地球温暖化の防止その他森林の有する公益的な機能の重要性にかんがみ、県、市町及び県民の協働により取り組む森林環境の保全に関する施策の実施に要する経費に充てるため、佐賀県森林環境税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、佐賀県森林環境税条例（平成十九年佐賀県条例第六十一号）第二条及び第三条第一項の規定による加算額に係る収納額に相当する額からその賦課徴収に要する費用を控除して得た額とし、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な国債証券、地方債証券その他の有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、県、市町及び県民の協働により取り組む森林環境の保全に関する施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、予算の定めるところによ

佐賀県森林環境税基金条例をここに公布する。

平成二十年三月二十四日

佐賀県知事 古川康

り、その全部又は一部を処分することができる。

(補則)

**第七条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十四日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県条例第二十八号

佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例

佐賀県佐賀空港条例（平成十年佐賀県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「遊覧の用に供される航空機」の下に「及び運用時間（午前零時三十分から午前四時三十分までに限る。）内（第三条ただし書の規定により当該運用時間が変更された場合は、当該変更後の運用時間内）に着陸する航空機」を加える。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前	附 則
1・2 略 (着陸料等の額の特例)			附 則
3 当分の間、他人の需要に応じ、有償で旅			4 略

客又は貨物の運送の用に供される航空機の着陸料等の額は、別表第一及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により計算して得た額の着陸料については三分の一（遊覧の用に供される航空機及び運用時間（午前零時三十分から午前四時三十分までに限る。）内（第三条ただし書の規定により当該運用時間が変更された場合は、当該変更後の運用時間内）に着陸する航空機については二分の一）、停留料については二分の一に相当する額とする。この場合において、着陸料等の額に十円未満の端数があるときは、その端数の額は、十円に切り上げるものとする。

客又は貨物の運送の用に供される航空機の着陸料等の額は、別表第一及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により計算して得た額の着陸料については三分の一（遊覧の用に供される航空機については二分の一）、停留料については二分の一に相当する額とする。この場合において、着陸料等の額に十円未満の端数があるときは、その端数の額は、十円に切り上げるものとする。

申購  
込読料

一か年三一、二〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年三月二十四日印刷及び発行  
者 佐賀県知事 古川康行

印刷発行定期所  
株 毎週月水金曜日  
古川総合印刷